

介護保険料段階表

改定前(令和2年度)

改定後(令和3年度)

段階	所得や課税状況による区分		年間保険料額		年間保険料額
第1段階 (基準額×0.3)	◇生活保護を受給している ◇老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税		1万9440円	→	1万9550円 (+110円)
		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が80万円以下			
第2段階 (基準額×0.44)	本人を含む世帯全員が市町村民税非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が80万円を超え、120万円以下	2万8520円	→	2万8680円 (+160円)
第3段階 (基準額×0.7)		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が120万円を超える	4万5360円	→	4万5620円 (+260円)
第4段階 (基準額×0.9)	本人は非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が80万円以下	5万8320円	→	5万8650円 (+330円)
第5段階 (基準額)	世帯員は課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が80万円を超える	6万4800円	→	6万5160円 (+360円)
第6段階 (基準額×1.075)		合計所得金額が125万円未満	6万9660円	→	7万50円 (+390円)
第7段階 (基準額×1.25)		合計所得金額が200万円未満	8万1000円	→	8万1450円 (+450円)
第8段階 (基準額×1.5)		合計所得金額が300万円未満	9万7200円	→	9万7740円 (+540円)
第9段階 (基準額×1.75)	本人が課税	合計所得金額が400万円未満	11万3400円	→	11万4030円 (+630円)
第10段階 (基準額×2)		合計所得金額が500万円未満	12万9600円	→	13万320円 (+720円)
第11段階 (基準額×2.25)		合計所得金額が800万円未満	14万5800円	→	14万6610円 (+810円)
第12段階 (基準額×2.5)		合計所得金額が800万円以上	16万2000円	→	16万2900円 (+900円)

- 老齢福祉年金** 明治44(1911)年以前に生まれた人が受給している年金
- 合計所得金額** 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額  
 ※第1～第5段階で給与所得が含まれている場合は、給与所得の金額を上限に10万円を控除します。(令和3年度から)  
 ※第6段階以上で給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、その合計金額を上限に10万円を控除します。(令和3年度から)  
 ※長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除がある場合は、その特別控除額を控除します。
- 課税年金収入** 国民年金、厚生年金、共済年金など課税対象となる年金収入のこと(障害年金、遺族年金、老齢福祉年金は含まれない)
- 世帯** 介護保険料算定における世帯とは4月1日時点での住民票上の世帯(一部例外あり)
- 課税** 市町村民税課税者が障がい者であるなどの理由により市町村民税を免除されている場合は、課税者として算定